# 宣誓に必要なもの

パートナーシップ宣誓時、いばらきパートナーシップ宣誓書の写し等交付時の必要書類については以下のとおりです。

	双方が茨城県に在住 している場合	一方又は双方が茨城県に 転入予定の場合
宣誓時	□いばらきパートナーシップ宣誓書 (※1) □いばらきパートナーシップにあたっての確認書(※1) □世帯全員の住民票の写し(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。) □独身証明書, 戸籍抄本等(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)配偶者がいないことを証明する書類 (※2) □本人確認書類	□いばらきパートナーシップ宣誓書 (※1) □いばらきパートナーシップにあたっての確認書(※1) □世帯全員の住民票の写し(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)(県内に住所を有しない場合にあっては、県内に転入する予定が記載された転出証明書(転出証明書が提示できないときは除く) □独身証明書、戸籍抄本等(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)配偶者がいないことを証明する書類 (※2)
交 付 時	口本人確認書類	□転入予 定者受付票 □世帯全員の住民票の写し(転入者のみ) □本人確認書類

(※1)福祉指導課の窓口で配付しています。 また茨城県ホームページからもダウンロードできます。 ただし, 宣誓日当日, 担当職員の面前でご記入いただきます。

(※2)外国籍の方はご相談ください。

### 【本人確認の具体的な証明の例】

「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。

1枚の提示で足りるもの(例)	2枚以上の提示が必要なもの(例)
□個人番号カード(マイナンバーカード) □旅券(パスポート) □運転免許証 □写真付き住民基本台帳カード (住所地の市町村で発行)	□写真貼付のない住民基本台帳カード □国民健康保険,健康保険,船員保 険,又は 介護保険の被保険者証 □共済組合員証

## 【通称の使用を希望される方へ】

### ◆受領証等への通称の使用について◆

性別違和等,知事が特に理由があると認める場合は,受領証,受領カードに通称を使用することができます。通称の使用にあたり確認を行います。

※通称を使用した場合, 受領証, 受領カードの裏面に氏名を記載します。

#### ◆通称の確認方法◆

学生証や法人が発行した身分証明書など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかとなる資料であれば1点、郵便物や公共料金の領収書等であれば2点を、パートナーシップの宣誓の際にお持ちください。

※通称の使用にあたり、必要な書類の詳細についてはお問い合わせください。